

上田市立川辺小学校 いじめ防止基本方針

上田市立川辺小学校

1 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「上田市立川辺小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校・学級をつくる。
- (2) 子どもたち・教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子どもたち同士・子どもたちと教職員・教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策のための組織

校務分掌に、特別委員会（不登校対策・生徒指導・特別支援）を設け、全職員が委員会に所属して関わり、定例的に会をもち、児童の把握と早期対応に努める。

さらに、校務分掌に「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。構成は、校長・教頭・教務正副主任・生徒指導主任・全職員 プラス 民生児童委員・育成会役員・自治会長・安協役員・PTA 役員とする。外部の方には、必要に応じて集まっただき、情報収集と対応を協議する。

このほか、心理や福祉の専門家・医師・弁護士など外部の専門家の参加も求めていく。

※ 他の委員会同様、委員会がきちんと機能しているか点検・見直しを行う。

3 具体的ないじめ防止の方策

(1) いじめ防止の為の日常的な取組

- ① 児童理解を具体的に進め、一人ひとりの子どもの「よさ」に目を向け、学びを高める授業づくりをめざす中で、自分に自信をもち、お互いに高め合う人間関係作りを行う。
- ② 学びのユニバーサルデザイン化に努め、分かりやすい授業・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 生活科・総合的な学習などで、質の高い体験的な学習を行うことを通して、子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりに取り組む。
- ④ 自分や友達の「よさ」の自覚、思いやりの心や命を大切にする心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を日々の学級活動、道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間などの指導を通して育む。

「子どもと向き合う時間」を年間計画に位置づけ、その時間の中で全児童と相談の機会をもつとともに、11月のなかよし月間において、人権同和教育の授業を保護者地域の方々に公開し、家庭でも話題にさせていただく。

- ⑤ 仲よし会（児童会）活動との連携を深め、「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが自らもつよう、機会の中で指導する。また、仲よし会の活動の一環として、あいさつに関わ^{十一・2・(1)}ったり、あいさつ運動を展開したりしていくことを、確実にバックアップしていく。

- ⑥ 「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生や友達やお家の方々に知らせたり（「知らせることは悪いことではない！」）、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑦ メディアに関するアンケートを実施して児童の利用状況を把握すると共に、実態に応じて総合的な学習の時間で“情報モラル”の大切さや、それを守ることの必要性について扱う時間を取る。学年単位で、講師による情報モラルについての指導を受ける機会をもつ。
- ⑧ 学校でウサギ等を世話して育てたり、各学年・学級で植物や作物を育てたりする活動を大切に、校長講話や朝の会で、命の大切さに触れる話をする。
- ⑨ 職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読む。
- ⑩ 仲よし会で子どもたちが考え計画した活動を大切に、仲よし会による、朝の仲よし集会、仲よし集会（2時間扱い）などを通して、思いやりの心とコミュニケーション能力を育てる。
- ⑪ 道徳の時間において、自己肯定感を高め、他者への思いやりや生命尊重の価値に触れる授業を行う。
- ⑫ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学級懇談会やPTAの会合、学校・学年だよりやホームページなどを通して伝える。
- ⑬ いじめに関するアンケートを実施し、児童の様子を把握し、指導すべきは指導する。
- ⑭ 全学年でアセスを実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にみて、学級全体の満足度を高められるような学級づくり授業づくりに努め、あわせて不満足群や要支援群の児童への支援を個別に行う。

(2) 早期発見・早期対応のための方策

- ① 職員会の定例議題に、「児童理解・生徒指導」および「支援会議報告」の時間を設け、全職員で情報を共有する。子どもたちの微妙な様子の変化や問題行動を感じた教職員はすぐ声がけし、教職員間の連絡も速やかに行っていく。
- ② いじめに関する「なかよしアンケート」（学期に1回以上）、学校自己評価・児童アンケート（年2回）、アセス（年2回）等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどを把握し、ともに解決していこうとする姿勢を示すとともによりよい学級集団の形成に努める。
- ③ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや、相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。
- ④ なかよし月間（11月）に担任がクラスの全児童と相談する機会をとる。心の教室相談員は、1年間を通していつもオープンに児童からの相談を受け入れる。
- ⑤ 担任は、子どもたちの訴えや 十一-2-(2) 逃さないようにする。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読み、児童や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。
- ⑥ 全職員が、「元気のない子ども」「いつもと様子が違う子ども」「職員会で名前があがっている子ども」に、積極的に声がけを行う。
- ⑦ いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、全職

員で情報を共有する。

(4) 校内研修

① 「特別支援教育」についての職員研修

子どもの姿から発達障害について学ぶ。発達障害に関わるいじめ・トラブルを未然に防げるようにする。また、発達障害の子にはなくてはならない支援であり全員の子にはあると便利な支援としての、学びのユニバーサルデザイン化に関する研修も行う。

② 城西地区学校職員会人権同和教育研修

城西地区の全職員とともに、人権感覚を養うための研修を行う。携帯やインターネットをめぐる問題についても研修を深める。

③ 学級づくり研修 アセスの分析法など

学級の状況把握のためのひとつの資料にもするため、アセスを実施し、分析法について研修を通して学ぶとともに、学級に不満足および要支援の児童を把握する。

⑤ P T A人権同和教育授業・P T A人権教育研修

11月の参観日では、保護者・地域の皆様に人権同和教育の授業を参観していただく。その後のP T A人権教育研修では、保護者とともに人権感覚を養うための研修、携帯やインターネットをめぐる問題などについて研修する。

⑥ 六中区人権同和教育研修会

六中区人権同和教育研修会で、人権同和教育の授業を通して、人権感覚を養う授業はどうあったらよいかについて研修する。

4 いじめが見つかったときの対応

(別紙： 川辺小学校いじめ対応マニュアル 川辺小学校いじめ対応・基本的な流れ)

※ 全職員が組織的に指導にあたる(集団指導体制で)

5 重大事態への対処

(1)いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。

(2)“上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下に“川辺小学校の「いじめ・不登校等対策委員会」を母体とする組織”を設置し調査・報告・対応に当たる。

※“上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下、「川辺小学校いじめ対応マニュアル、川辺小学校いじめ対応・基本的な流れ」にしたがって、迅速に対処する。